

【会計年度任用職員 組合員異動届書 添付用】

勤務継続に関する確認書 (取得・転出)

氏名						
※ 職員番号・組合員番号は、付番されていない場合は記入不要です。						
職員番号		組合員記号	5	組合員番号		

神戸市職員共済組合理事長 宛

神戸市職員共済組合

常時勤務に服することを要する地方公務員について定められた勤務時間以上勤務した期間についてご記入ください。

資格取得前12カ月の任用状況	①	任用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	所属所名	
	②	任用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	所属所名	
	③	任用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	所属所名	

※ 上枠に収まらない場合は、裏面へご記入ください。

資格取得の勤務日数実績	対象年月	勤務日数	対象年月	勤務日数	対象年月	勤務日数
	令和 年 月	日	令和 年 月	日	令和 年 月	日
	令和 年 月	日	令和 年 月	日	令和 年 月	日
	令和 年 月	日	令和 年 月	日	令和 年 月	日
	令和 年 月	日	令和 年 月	日	令和 年 月	日

資格取得	転出元(前所属)	任用終了日	令和 年 月 日	所属所名	
	転入先(新所属)	任用開始日	令和 年 月 日	所属所名	

※ 点線内は、上記の任用期間に1日ないし数日の途切れる期間(空白期間)がある場合のみ確認が必要です。

所属所確認欄	任用の事実上継続に関する確認欄	<input type="checkbox"/> 前の任用終了時に次の任用が決まっていたことを確認しました。					
	<p>上記の者については、会計年度任用職員として任用しましたが、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められた勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者であり、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものであることに相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>						
	(補職名) 所属所名 (氏名)	<table border="1"> <tr> <td>連絡先</td> <td>内線</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>外線</td> <td></td> </tr> </table>	連絡先	内線			外線
連絡先	内線						
	外線						

《提出にあたっての注意事項》

- この確認書は、会計年度任用職員が地共済法施行令第2条5号に該当するとき(資格取得)または組合員資格を有する会計年度任用職員の所属が変わるとき(資格継続)に組合員異動届書に添付し、必ず異動年月日から5日以内に提出してください。資格継続の場合は、転出元(前所属)から提出してください。
- 勤務日数実績には、実際に勤務した日のほか、年次有給休暇など「本来勤務を要するが、職務命令や法令で勤務をしなくてもよいとされた日」も含まれます。(週休日・祝日・年末年始休暇は含まれません。)詳しくは、当組合作成の判断基準マニュアルをご確認ください。
- 任用期間に1日ないし数日の途切れる期間(空白期間)が生じる場合は、①空白期間が5日以内かつ②前の任用終了時に次の任用が決まっていることの2要件を満たす場合に限り、組合員資格の取得または継続が認められます。所属所確認欄中の任用の事実上継続に関する確認欄(および資格継続の場合は転入先)の記入がない場合は、②の要件が認められず組合員資格の取得または継続ができませんので、必ずご確認ください。

※ 判断基準マニュアル閲覧方法：神戸市職員共済組合ホームページ→共済組合とは→組合員の資格→※組合員資格取得要件の判断基準マニュアル